

奄美の自然と共生するために

関係法律・条例

■ 環境省・鹿児島県

自然公園法	奄美群島の一部は国立公園に指定されています。その中では、以下の行為が規制されています。 【許可が必要な行為】工作物の新・改・増築、木竹の伐採、動物の捕獲・殺傷、海域公園の動物の捕獲・殺傷、土石の採取、広告物の掲出、水面の埋め立て干拓、開墾、土地の形状変更、屋根・壁面等の色彩の変更、車馬・動力船等の乗り入れ、家畜の放牧、動物の放出など
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の捕獲や鳥類の卵の採取等は禁止されています。ただし、狩猟免許を取得し、狩猟登録を行った者は、狩猟鳥獣について狩猟期間中に捕獲できます。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	絶滅のおそれのある野生動植物は、捕獲や譲渡等はできません。 【奄美群島対象動植物 8 種】アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オーストンオオアカケラ、アカヒゲ、オオトラツグミ、アマミデンダ、ヤドリコケモモ、コゴメキノエラン
特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律	外来生物(地域外からきた生物)で、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害などが考えられるものの中から指定されており、飼養、栽培等が原則禁止されています。 【指定例】ジャワマンダース、オオキンケイギク、オオフサモ、ボタンウキクサなど
鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	県内の希少な野生動植物は、捕獲、採取、譲渡、所持等はできません。 【奄美群島対象動植物 26 種】オビトカゲモドキ、イボイモリ、イシカワガエル、リュウキュウアユ、ミヤビカンアオイ、リュウキュウアセビ、アマミセイシカ、テンノウメ、ウケユリ、アマミエビネ、カクチョウラン、ナゴランほか
鹿児島県ウミガメ保護条例	県内の海岸に上陸しているウミガメの捕獲や、県内の海岸に産卵された卵の採取はできません。

■ 奄美市

奄美市民の環境を守る条例	指定された自然環境保護地区、海中保護地区、保存樹、及び保護植物等では、次の行為に規制がかかります。 【規制例】保護地区内における、工作物の新築、宅地造成、木竹の伐採、水面の埋め立て等 保存樹の枝の切除、樹皮の損傷、根の切除など
奄美市希少野生動植物の保護に関する条例	奄美市に生息・生育する希少な野生動植物で指定された種は、個体の捕獲、採取等はできません。

■ 奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町

(市町村名)山羊の放し飼いや防止等に関する条例	飼っている山羊の放し飼いはできません。必ず小屋などで飼育してください。また、飼い主は自分の所有であることを明示してください。
-------------------------	--

■ 大和村

大和村における野生動物の保護に関する条例	条例で定めた野生動物の殺傷、捕獲、採集及び伐採、採取はできません。
----------------------	-----------------------------------

■ 瀬戸内町・徳之島町・天城町・伊仙町・知名町・与論町

(町名)自然保護条例	自然を適性に保護するため、必要に応じて景勝保護区等の指定や、保護区内での捕獲、採取等の各種行為を規制しています。
------------	--

■ 喜界町

オオゴマダラ保護条例	オオゴマダラの捕獲や卵の採取等はできません。
喜界町自然保護条例	指定された保護植物(17種)については、採掘、採取は禁止されるとともに、島外に持ち出す場合は、事前に届け出が必要になります。

■ 和泊町

和泊町自然環境保全条例	指定された保護地区内では、次の行為に規制がかかります。 【要許可】建築物の増改築、宅地造成、樹木の伐採、指定動植物の採捕獲、土砂の採取、水面の埋め立てなど 注)規制の内容、範囲及び罰則等については、以下の部署に問い合わせるか該当する法律や条例の条文等を確認してください。
-------------	---

問い合わせ先

- | | | |
|--------------------------------|------------------------|------------------------|
| ①環境省奄美自然保護官事務所 ― 0997-55-8620 | ②奄美市役所 ― 0997-52-1111 | ③徳之島町役場 ― 0997-82-1111 |
| ④鹿児島県環境林務部自然保護課 ― 099-286-2613 | ⑤大和村役場 ― 0997-57-2111 | ④天城町役場 ― 0997-85-3111 |
| ⑥大島支庁総務企画課 ― 0997-57-7215 | ⑦宇検村役場 ― 0997-67-2211 | ⑤伊仙町役場 ― 0997-86-3111 |
| ⑧大島支庁林務水産課 ― 0997-57-7285 | ⑧瀬戸内町役場 ― 0997-72-1111 | ⑥和泊町役場 ― 0997-92-1111 |
| ⑨名瀬保健所(衛生・環境室) ― 0997-52-5411 | ①龍郷町役場 ― 0997-62-3111 | ⑦知名町役場 ― 0997-93-3111 |
| ⑩徳之島保健所 ― 0997-82-0149 | ②喜界町役場 ― 0997-65-1111 | ⑧与論町役場 ― 0997-97-3111 |

奄美群島版 自然への配慮ガイドラインハンドブック ―奄美の自然と共生するために―

平成 23 年 3 月 鹿児島県 〒 890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 TEL : 099-286-2111
写真協力 : 環境省奄美自然保護官事務所、環境省屋久島自然保護官事務所、米沢俊彦(鹿児島県自然保護協会)、自然環境研究センター(JWRC)

奄美群島版



配慮事項を
まとめました

奄美の自然と共生するために

Amami Oshima 奄美大島
Kakeromajima 加計呂麻島
Yorojima 与路島
Ukejima 請島
Tokunoshima 徳之島
Okinoerabujima 沖永良部島
Yoronjima 与論島
Kikaijima 喜界島



奄美の自然

1 / 300に1 / 10?

奄美は面積こそ日本全体の約300分の1ですが、日本で絶滅のおそれがあるとされる生物の、おおむね1割程度が生息していると思われています。

世界の境界線

奄美は動物、植物いずれから見ても、世界の分布境界線付近に位置します。そのため、奄美の自然は両方の要素の生物を含み、豊かでにぎわいに満ちています。また、マングローブ林やサンゴ礁の北限域にあたります。

乾燥地帯のオアシスとしての奄美の森林

奄美は乾燥地帯が大半を占める亜熱帯地域としては例外的に雨が多く、豊かな照葉樹林が成立する世界でもめずらしい地域です。島しょでの亜熱帯降雨林の発達の様子は、世界でも南西諸島でしか見ることができません。

いのち 生命の「つむぎ」

奄美には、地球上でここにしか見られない生物がたくさん暮らしています。これらは、多くの奇跡の積み重ねによって生まれたものです。そして、奄美にしかない生物という糸をたくさん織り込んで、長い時間をかけて紡がれた自然は、固有で豊かな輝きを放つ世界にただ一つの存在です。

- RL-J 環境省レッドリスト掲載種
- RD-K 鹿児島県レッドデータブック掲載種
- ES-J 国内希少野生動植物種
- ES-K 鹿児島県指定希少野生動植物種

海岸とサンゴ礁

今だけでなく、これからもずっと楽しむために配慮しましょう！

Sea 奄美の海のために心がけましょう

1 魚介類はルールを守って、獲りすぎない

魚介類などを獲るときには、地域の漁協等のルールを確認し、ルールを守って獲りましょう。サンゴ礁や干潟は、イザリ 狸や潮干狩りなどの場所として親しまれています。いつまでも漁ができるように、小さな魚や貝などは獲らないようにしましょう。また、一度に多くの量を獲らないようにしましょう。



ルールを守って釣りを楽しむ

2 ウミガメを守ろう

ウミガメは、とても警戒心が強い動物です。5月から8月の産卵の際には、人やライトの光によって上陸が阻害されることがあります。産卵時期の夜の海岸の利用には、十分に注意しましょう。ウミガメを守りながら観察するために、屋久島の永田浜ではウミガメを観察するルールを作っています。砂浜での遊びやウミガメの観察の際は、こちらのルールを参考にしてください。(http://www.env.go.jp/park/kirishima/ywhcc/np/urule2010.htm)



環境省屋久島自然保護官事務所 アカウミガメ RL-J RD-K

3 海浜と陸地を行き来する生き物を守ろう

オカヤドカリは、普段は陸地で生活していますが、産卵が近くなると海辺に移動します。このように、陸地と海辺を行き来する生き物にとって海岸周辺にある林は、身を隠したり、休息する重要な場所となります。陸地と海岸の間に障害となるようなものを作らないことと同時に、少なくなっているアダン、オオハマボウ、ガジュマルなどの植物が生育する海岸を大切に残しましょう。



オカヤドカリ 国の天然記念物

4 海岸植物を守ろう

ヤギによって岩礁地帯に生育する固有・希少植物が食べられたり、食べられた跡の土地が崩れたりして問題になっています。必ずつないで、適正な管理に努めましょう。



ヤギの食害や踏みつけて植物がなくなった崖

5 サンゴ礁を守ろう

サンゴ礁内において船を停泊する際には、投錨(アンカリング)でサンゴを傷つけないようにブイを設置したり、一定の場所に碇を下ろすといった配慮に努めましょう。ダイビングやシュノーケリング等の際、足ひれ(フィン)でサンゴを折ったり傷つけたりしないようにしましょう。



与論島の枝サンゴ